

業績ハイライト

損益(単体)

平成16年10月の合併後初めて迎えた平成17年3月期決算の単体の当期純利益は123億円となりました。今後、新中期経営計画「アクティブNCB」のアクションプログラムに基づき、目標とする経営指標の達成を通じて、目指す銀行像「中小企業・個人取引で九州No.1」を実現してまいります。



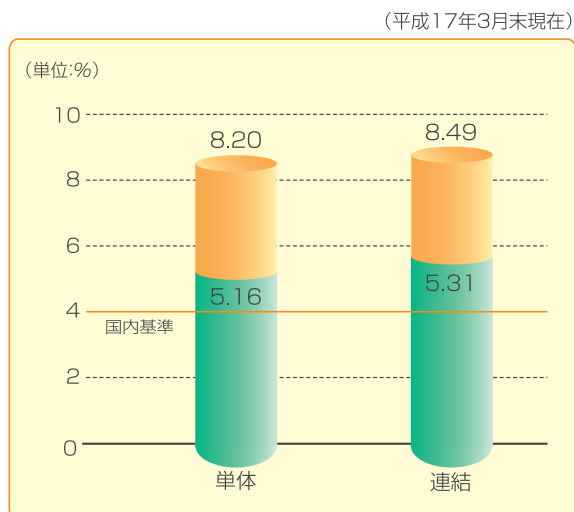
※()内は、旧福岡シティ銀行の平成16年4月～16年9月の損益を合算した計数(参考値)

■ コア業務純益とは

貸出金利息などの受取利息から、預金利息などの支払利息を差し引いたものを“資金利益”といい、振込手数料などの手数料収支を“役務取引等利益”といいます。
コア業務純益は、これら“資金利益”や“役務取引等利益”などから経費を差し引いたもので、銀行の本業での収益力を表す指標として一般的に用いられております。

自己資本比率

平成17年3月末現在の自己資本比率は資本政策の実施と利益の積み上げにより単体で8.20%、連結で8.49%となりました。また、中核的自己資本であるTier I 比率は単体で5.16%、連結で5.31%となりました。今後も一層の資本充実を図ってまいります。



■ 自己資本比率とは

銀行の健全性を示す指標のひとつです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(資本金など)}}{\text{リスク度を考慮した資産}}$$

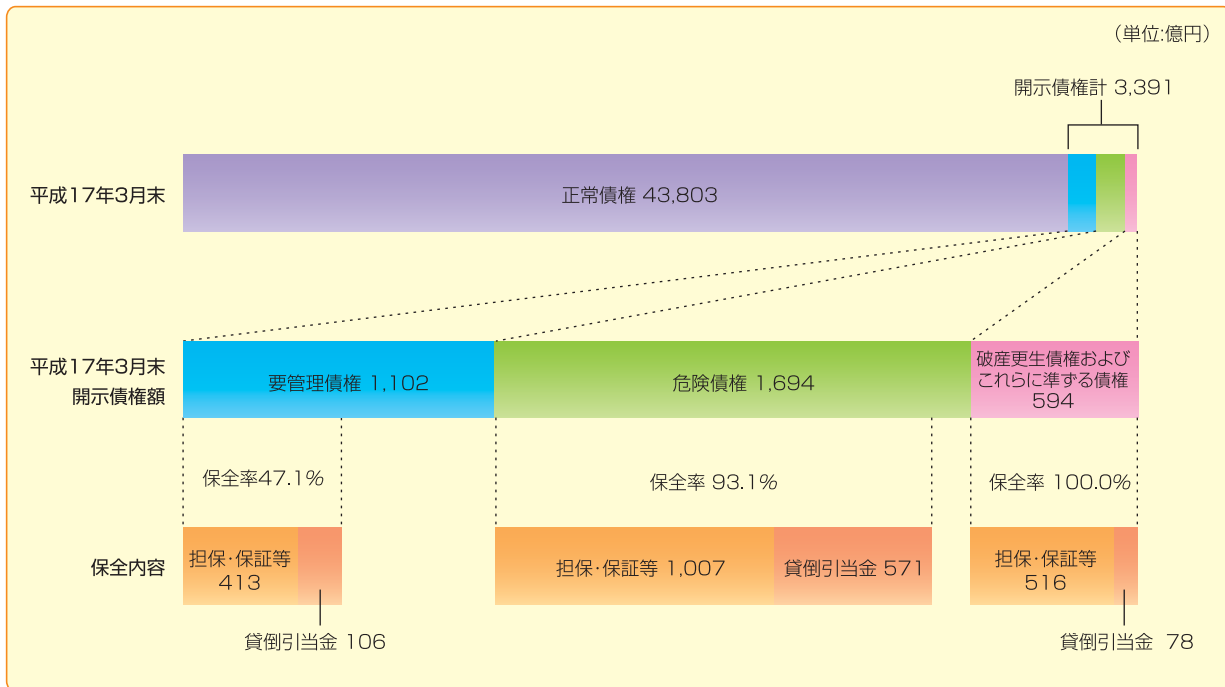
一定基準(国内基準4%)を上回ることが必要でこの基準を下回った銀行は、監督官庁から行政上の指導・処分を受けることになります。

金融再生法開示債権（銀行+分割子会社※）

※企業再生専門子会社の計数を含む

平成17年3月末現在の金融再生法に基づく開示債権の残高は3,391億円となりました。開示債権に対しては、担保・保証等および貸倒引当金により2,692億円をカバーしており、保全率は79.38%となっております。

不良債権の圧縮に向けて企業再生専門子会社等を活用した企業再生支援と最終処理の促進を図ってまいります。



■ 金融再生法による開示債権の定義

破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続き等により経営破綻した債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

危険債権

債務者が、経営破綻には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化し、契約の通りの返済を受けることができなくなる可能性の高い債権

要管理債権

3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権